

情報公開法に対する要望意見

日本経済新聞論説副主幹 安藤俊裕

情報公開制度はジャーナリズムにとっても取材活動の貴重なツールとして定着した。日本経済新聞では99年2-6月の金融再生委員会の議事録の公開を請求し、00年10月31日紙面で第二次公的資金注入がどのような議論を経て決定されたのかを詳細に報道した。また、特殊法人が行革推進事務局に提出した文書についても公開を請求し、特殊法人のトップ・役員の報酬、ファミリー企業の剰余金などを00年11月24日に報道した。いずれも読者の反響は大きく、不良債権処理問題や特殊法人改革の論議に一石を投じたことは間違いない。情報公開制度は正しい世論形成に不可欠な制度である。以上の実績・経験を踏まえ、2点を要望したい。

第一は保存行政文書の電子化の推進である。紙の文書ではコピー代が膨大である。日本経済新聞が特殊法人で請求した際には経産省関係だけで8000枚、約16万円の費用がかかった。政府は現在「電子政府構想」を推進しており、行政文書の保存・管理についても電子化を一段と進めてほしい。開示情報が電子化されれば、開示の際の請求者のコストも大幅に引き下げることができる。また、一度開示した情報は各省庁のホームページに「開示情報一覧」の形ですべての人が閲覧できるようになることが望ましい。

第二は文書管理のあり方である。文書の不存在を理由にした不開示のケースが依然多くみられる。実際に存在しない場合もあるが、役所の文書管理がずさんで見つからないケースや意図的な文書廃棄、文書隠しが行われた形跡もある。情報公開制度と行政文書の保存管理制度は車の両輪である。行政文書保存管理法の制定を改めて要望したい。行政文書は一定期間、各省庁で保存管理し、その後は重要な公文書を国立公文書館に移管し、不開示とされた公文書も一定期間後（例えば25年後）には全面公開するルールが必要である。合わせて国立公文書館の充実を図ることも大事である。文書管理のあり方を変えることを通じて行政の透明化を一層促進すべきである。